

機械式駐車装置に関する基準

国土交通大臣が定める「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」(平成26年省令)等による。

1 【 機械式駐車装置の方式 】 (第3条)

		自動車の駐車のために供する部分に該当するもの						車路に該当するもの
3条	方式	二段・多段方式	エレベーター方式	平面往復方式	垂直循環方式	水平循環方式	多層循環方式	自動車用エレベーター
	装置の説明	複数の搬器を2段又はそれ以上に配置	複数の駐車を立体的に配置	複数の駐車を平面状に1列又はそれ以上に配置	複数の搬器を垂直面状に配置	複数の搬器を平面状に配置	複数の搬器を階層状に配置	運転者が乗車した状態で、搬送装置によって駐車階まで自動車を運搬する装置
	主たる構造と機構	搬送することで駐車	搬器を搬送装置によって駐車室へ搬送することで駐車	搬器又は自動車を搬送装置によって往復運動させることで駐車	循環運動させることで駐車	循環運動させることで駐車	上下の層で循環運動させることで駐車	

2 【 機械式駐車装置の構造及び設備に関する基準 】 (第6条～第14条)

令: 駐車場法施行令

		二段・多段方式	エレベーター方式	平面往復方式	垂直循環方式	水平循環方式	多層循環方式	自動車用エレベーター
6条	出入口	[令 第7条]の規定による。 (設置することができない部分、出入口の分離、隅切り、視野の確保等についての規定)						
7条	前面空地	[令 8-1]による。 円滑かつ安全に走行できる車路を設けること。 装置と道路との間に、収容可能な自動車2台以上を停留、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けること。						
	幅員等	[令 8-2]による。 相互通行の場合は5.5m以上(二輪 3.5m以上)、一方通行の場合は3.5m以上(二輪 2.26m以上)、一方通行で駐車料金徴収施設が設けられかつ歩行者の通行の用に供しない部分は2.75m以上(二輪 1.75m以上)とすること。						
	はり下	[令 8-3イ]による。 はり下(有効高)2.3m以上とすること。 前面空地として設ける車路が建築物、かつ傾斜部ではない場合は、高さ2.1m以上とすること。						
9条	乗降室高さ	高さ1.8m以上とすること。(二輪用で人が運転して立ち入る装置では2.1m以上)						
8条	駐車室高さ	高さ1.6m以上(二輪 収容可能な二輪車の高さに0.05m以上を加えたもの)とすること。 ※人が立ち入らない部分						
10条	避難階段	[令 10]による。 直接地上へ通ずる出入口のない階には、避難階段(建基令123-1若しくは同-2)又はこれに代わる設備を設けること。 令第10条の規定によるものを設けないことができる。						
11条	防火区画	[令 11]による。 給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合は、施設と駐車場を耐火構造(建基2-7)の壁又は特定防火設備(建基令112-1)によって区画すること。						
12条	換気装置	[令 12]による。 1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置を設けること。 前面空地として設ける車路が建築物である場合を除き、令第12条の規定によるものを設けないことができる。						
13条	照明装置	([令 13]と同義) 乗降室の床面の照度は2ルクス以上、車路に該当する部分の床面の照度は10ルクス以上を保つこと。						
14条	警報装置	[令 14]による。 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けること。						

3 【 機械式駐車装置の安全機能に関する基準 】（第15条～第22条）

15条	囲い	出入口を除く装置の周囲には、人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、外壁、柵等の囲いを設けること。 人が装置内の移動部に容易に触れることができない構造及び形状とすること。		
16条	出入口扉	装置の出入口には、装置の稼働中に人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、扉又は可動柵を設けること。 チェーン、スプロケット等の可動部には、人が挟まれ、又は巻き込まれることのないよう、覆いを施すこと。		
18条	乗降室	人が安全に通行できる歩行用の通路を確保すること。通路には、歩行の障害となるような段差・突起物・隙間等が何もないこと。		
17条	駐車室	駐車室及び装置内で自動車が行き交う部分の寸法は、自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、必要な余裕を確保すること。		
19条	機械装置	構造上の主要部分は、その用途、規模及び構造の種類に応じて、これに作用する自重、積載荷重、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上必要な強度を有すること。		
		駆動装置 綱車及び巻胴は、地震その他の振動及び衝撃によって主索等が外れない構造とし、使用する主索等の強度を維持するために必要な大きさとすること。 自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、入出庫に要する時間が駐車容量に比し過大とならないこと。		
		制動装置 定格荷重又は最大負荷の状態及び定格速度から安全に装置の動作を停止し、停止状態を維持する機能を有すること。 停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。		
		油圧装置 油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁を設けること。 停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。 油漏れにより搬器が自然降下しないよう、降下制限装置を設けること。		
		搬器 床先と出入口の床面との段差及び隙間は、自動車が支障なく通行できる寸法とすること。 昇降又は横行する領域と、これに接する昇降路又は横行路との隙間は、搬器の動作上必要な余裕を確保すること。 旋回又は自動車の前後方向に移動する装置については、駐車ブレーキが掛けられた状態の自動車の移動を抑制するための車止めを設けること。 自動車の入出庫時において、主索等の切断による搬器の落下等を生じないよう、降下制限装置を設けること。 搬器及びその支持部は、自動車の搭載により降下・傾斜・跳ね上がり等を生じないよう、適切な支持構造とすること。		
		ターンテーブル 搭載面及びその支持部は、自動車の搭載により降下・傾斜・跳ね上がり等を生じないよう、適切な支持構造とすること。 搭載面は、自動車が発進時に空転、又は停車時に旋回により移動することのないよう、十分な保持力を有すること。 搭載面及びその周辺の床面には、歩行の障害となるような段差・突起物・隙間等がないこと。		
		20条	制御装置	電源・電気設備 電源容量は、他の負荷に関係なく、装置が常時その機能を発揮できるものであること。 感電その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。
				制御盤 安全上支障がないと認められる場合を除き、装置内で自動車が通過する部分及びその進行方向に設けないこと。 管理者又は管理者から許可を受けた者でなければその内部機器及び操作部に触れることができない機構とすること。
				操作盤 取扱者が乗降室内の状況を視認できる位置に設けること。 出入口扉等によって乗降室が遮蔽されるものについては、取扱者が操作位置からも乗降室内の状況を視認できるよう、操作盤又はその付近にモニター等の確認手段を設けること。
				起動制御 起動に際して取扱者、自動車又は搬器を認証し、所定の取扱者以外の者による起動を防止する機能を有すること。 取扱者の一連の操作が正常に完了しない限り、他の者が操作を行うことができない機構とすること。 取扱者に対して乗降室内の無人状態の確認を促すためのボタンを設け、当該ボタンが押されない限り装置は起動しないものであること。
				出入口制御 出入口扉等が閉じた状態でなければ、装置は移動しないものであること。 搬器が正常な位置に停止していなければ、出入口扉等は開かないものであること。 出入口扉等に人又は自動車が挟まれることのないよう、障害物の存在を検知して自動的に出入口扉等の動作を停止する装置を設けること。
				自動停止 装置内の乗降室には、人の存在を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けること。 自動車が搬器内の所定の停車範囲からはみ出している場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けること。 搬器が所定の範囲を超えて昇降又は横行した場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けること。 地震その他の振動又は衝撃が発生した場合に、その加速度を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けること。
緊急停止 操作盤及び乗降室内の適切な位置に、緊急時に手で直ちに装置の動作を停止できる装置を設けること。				
21条	非常口			室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるよう、装置内の乗降室には非常口及び誘導灯を設けること。 搬器の旋回等による危険が及ぶ領域又はその危険から回避できる領域を乗降室に表示すること。
22条	掲示			収容可能な自動車の車種・寸法・重量その他の制限事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示すること。 取扱者が操作時に注意すべき事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示すること。